

厚生労働省  
○経済産業省告示第一号  
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久  
経済産業大臣 梶山 弘志  
環境大臣 小泉進次郎

通し番号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称

整理番号

- 183 N- { 3- [オクタデカン (又はヘキサデカン若しくはテトラデカン) アミド] プロピル } - N-メチル-2- [オクタデカノール (又はヘキサデカノール若しくはテトラデカノール) オキシ] エチルアンモニウム  
= クロリド
- 195 [ 2- (ドデカノールオキシ) エチル ] (エチル) (ジメチル) アン  
モニウムの塩

198	<i>m</i> －クロロアニリン	(3)-194
202	2－ <i>t</i> er <sup>t</sup> －ブチルフェノール	(3)-503
211	5－クロロ－2－(2, 4－ジクロロフェノキシ)フェノール (別名ト リクロサン)	(9)-381 (9)-922